

披露山公園における Park-PFI制度を利用した魅力向上のための

サウンディング型市場調査 実施要領

1. 調査の目的

披露山の頂上にあり、逗子市全景、江の島、相模湾の海岸線、富士山などを一望できる景勝をもつ風致公園である。園内では、ニホンザルや水鳥などの小動物を飼い多くの公園利用者に親しまれている空間である。

今回の調査は、当該公園のポテンシャルを把握し Park-PFI制度を利用した実現性高い事業方法や民間施設部分の活用アイデア等について、民間事業者から広く意見、提案を求め、「対話」を通じて事業場検討を把握していくことを目的としている。

2. 調査の実施方法等

(1) 日時

平成 30 年 11 月 12 日(月)～平成 30 年 11 月 30 日(金)で 1 時間程度(個別に調整)

(2) 場所

逗子市役所内会議室

披露山公園内レストハウス

(3) 対象者

本事業に関心がある法人(※)又は法人のグループ

(※定款等が定められ法人登記されている法人)

(4) 参加の申し込み

一般社団法人 日本公園緑地協会 「Park-PFI制度推進支援ネットワーク」をご利用
または、別紙「エントリーシート」に必要事項を記入し、電子メールで次の申込先へご提出
ください。

なお、件名は【披露山公園対話参加申込】でお願いいたします。

《 申込先 》 逗子市環境都市部緑政課 担当 津田、山口

E-mail:ryokusei@city.zushi.lg.jp

《 申込締切 》 平成 30 年 10 月 31 日(水)

3. 概要

3-1 公園概要

管理者	逗子市
公園名	ひろやまこうえん 披露山公園
所在地	逗子市新宿5丁目1851番地
位置情報	JR逗子駅よりバス小坪経由 鎌倉行「披露山入口」下車徒歩約15分
公園種別 /規模	風致公園 約5.8ha
公園情報	<ul style="list-style-type: none"> ◆駐車場 49台(午前8時30～午後4時30分) ※時間外は閉鎖しています。 ◆レストハウス(営業は土日祝の午前11時～午後4時) ※雨天時、平日は休業 ◆展望台 ◆トイレ(身障者用もあります) ◆ジュース自動販売機
公園URL	http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/ryokusei/kouenn/02hiroyama.html
位置図	

3-2 公募施設設置管理の概要

(1) 求める効果・機能・条件

・地域ブランド

新宿地区、風致地区ならではの自然美の景観を維持し、地域の魅力を高める。

・民間施設ならではの機能の発揮

民間ならではの発想や知識・経験による既存の公園施設(展望台、レストハウス、園路、駐車場等)を整備することにより、公共施設のみでは発揮できない機能を備える。

・公園の活性化

新たな施設により公園の活性化に繋がる。但し、公園利用者を排除しない仕組みを考える。

・公園維持管理の経済的支援

新たな施設の収益の一部を公園の維持管理に充当する。

・動物の保全、活用

既存動物の利活用、保全に努める。

・近隣住民の合意形成を図る。

(2) 整備を想定する公共施設

・駐車場

駐車場開場時間 8 時 30 分～16 時 30 分、49 台、アスファルト舗装

・展望台

構造:鉄骨造、設置:昭和 33 年、規模:78.5 m²、高さ:6.0m

・レストハウス

構造:木造スレート、設置:昭和 59 年、規模:114.48 m²、テラス:54.72 m²

・園路

アスファルト舗装、カラー舗装、カラーコンクリート平板等、規模:543m

・広場

(3) 民間施設

公共施設との親和性や事業の目的に沿った機能を考慮し、募集条件を検討します。

3-3 事業スケジュール

本事業の事業スケジュールは、次のとおり予定しています。

平成 31 年度 基本計画 事業者選定準備

平成 32 年度 事業者選定

平成 35 年度 供用開始

4. 留意事項

(1) 参加の扱い

対話への参加実績は、事業者公募における評価の対象とはなりません。

(2) 対話に関する費用及び説明資料の提出

- ・対話への参加に要する費用は、参加された民間事業者の負担とします。
- ・説明資料の提出は不要です(ただし、必要と考えられる場合は、ご持参ください。)

(3) 追加対話への協力

必要に応じて追加対話(文書照会含む。)を行うことがありますので、ご協力をお願いいたします。

(4) 実施結果の公表

- ・対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表します。
- ・公表に当たっては、あらかじめ参加された民間事業者に内容の確認を行います。
- ・参加された民間事業者の名称は、公表しません。

(4) 参加除外条件

参加しようとする法人(グループの場合は構成法人のいずれかの法人)又はその役員が、逗子市暴力団排除条例(平成23年6月逗子市条例第15号)第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団経営支配法人等に該当する場合は、対話に参加することはできません。

5. 問い合わせ

逗子市環境都市部緑政課 津田、山口
〒249-8686 逗子市逗子5丁目2番16号
電話 046-873-1111
FAX 046-873-4520
E-mail ryokusei@city.zushi.lg.jp